

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除決定取消しに係る不利益処分基準

- 1 大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 13 条に規定する免除決定を取り消すことができる場合は、具体的には次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 免除決定を受けた者（以下「被処分者」という。）が「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条第 7 号に定める動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく猫の引取りに係る手数料の免除決定に係る審査基準」第 1 項各号のいずれかに該当しなくなった場合
 - (2) 次のアからウのいずれかに該当する場合
 - ア 申請書の記載内容に虚偽があること
 - イ 被処分者において、被処分者が飼養していない猫（所有者のいない猫を含む）の引取りを求めるものであること
 - ウ その他被処分者が不正な手段により免除決定を受けていると市長が判断すること